

苫小牧市奨学ローン返済助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の地元定着を促進するため、教育資金を借り入れて返済した者を対象に、予算の範囲内において苫小牧市奨学ローン返済助成金（以下「奨学ローン返済助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(元金助成金の交付対象者)

第2条 奨学ローン返済助成金のうち返済した元金に対する助成金（以下「元金助成金」という。）の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、苫小牧市長（以下「市長」という。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 30歳以下の子等（子（配偶者の子を含む。）、兄弟姉妹その他自己の2親等以内の親族をいう。以下同じ。）を市外に所在する大学（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条の大学のうち4年制のものをいう。以下同じ。）に修学させるため、第4条に掲げる融資（以下「奨学ローン」という。）を受けた市内に住所を有している者

イ 30歳以下の子等を市内に所在する大学に修学させるため、奨学ローンを受けた者

ウ 30歳以下の子等を市内に所在する高等専門学校（法第115条第1項の高等専門学校をいう。以下同じ。）の専攻科（法第119条第1項の専攻科をいう。以下同じ。）に修学させるため、奨学ローンを受けた者

(2) 元金助成金の交付に係る子等が、大学又は高等専門学校の専攻科（以下「大学等」という。）を卒業し（高等専門学校の専攻科を修了した場合を含む。以下同じ。）、奨学ローンの元本を返済した期間において市内に住所を有し、かつ、市内の事務所又は事業所に就業（国家公務員又は地方公務員としての就業を除く。）している者

(3) 第7条第3項の台帳に登録されている者

(4) 市税を滞納していない者

2 元金助成金の交付に係る子等が、大学等を卒業し、奨学ローンの元本を返済した期間において市長が別に定める市外の事務所又は事業所に就業しているときは、前項第2号の規定は、適用しない。

(利子助成金の交付対象者)

第3条 奨学ローン返済助成金のうち返済した利子に対する助成金（以下「利子助成金」という。）の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号イ、第3号及び第4号に該当する者

(2) 利子助成金の交付に係る子等が、奨学ローンの利子を返済した期間において市内に所在する大学に修学している者

(交付対象となる融資)

第4条 奨学ローン返済助成金の交付の対象となる融資は、市と苫小牧市奨学ローン返済助成制度の実施に関する協定を締結した金融機関の当該協定で指定した奨学ローンとする。

(交付対象となる元金及び利子)

第5条 元金助成金の交付の対象となる奨学ローンの元金は、大学等を卒業後10年(大学にあっては4年、高等専門学校の専攻科にあっては2年を超えて修学した場合にあっては、10年から当該年数を超えて修学した期間を差し引いた期間)以内に返済した元金とする。

2 利子助成金の交付の対象となる奨学ローンの利子は、大学等への修学を開始した日から起算して4年を超えない範囲の期間に返済した利子とする。

(奨学ローン返済助成金の額)

第6条 元金助成金の額は、第9条第1項の申請を行う日の属する年の前年の4月1日からその属する年の3月31日までの期間において金融機関に返済した約定返済額のうち元金の半額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、7万2千円を超える場合にあっては、7万2千円を上限とする。

2 利子助成金の額は、第10条の申請を行う日の属する年の前年の4月1日からその属する年の3月31日までの期間において金融機関に返済した約定返済額のうち利子の額とする。

(交付申請予定者の登録申込等)

第7条 奨学ローン返済助成金の交付の申請を予定している者は、苫小牧市奨学ローン返済助成金申請予定者登録申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申込みを行わなければならない。

(1) 金融機関との資金貸付契約書の写し

(2) 住民票の写し

(3) その他市長が特に必要と認めた書類

2 前項の申込みは、当該奨学ローンを契約後3月以内で、かつ、申込みに係る子等が次の各号に掲げる機関に修学する場合にあっては、当該各号に定める期間に行わなければならない。

(1) 大学 修学後2年以内

(2) 高等専門学校の専攻科 修学後1年以内

3 市長は、第1項の申込みを受けて、内容を審査し適当と認めたときは、申込者に通知するとともに、申込者を交付申請予定者として台帳に登録し、第9条第1項又は第10条の申請を行うことができる期間において、保管しなければならない。

(交付申請予定者の報告)

第8条 交付申請予定者は、申込みに係る子等の大学等を卒業後2か月以内に苫小牧市奨学ローン返済助成制度登録者現況届(様式第2号)を関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関との資金貸付契約書の写し
- (2) 償還表の写し

(元金助成金の交付申請)

第9条 元金助成金の交付を受けようとする者は、苫小牧市奨学ローン返済助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて毎年6月1日から7月末日までの期間に市長に申請しなければならない。

- (1) 申請に係る返済額を証する書類
- (2) 子等が市内の事務所又は事業所に就業していることを確認できる書類
- (3) 子等が市内に在住していることを確認できる書類
- (4) その他市長が特に必要と認めた書類

2 子等が第2条第2項に該当する場合における前項の規定の適用については、同項第2号中「市内」とあるのは、「市外」とし、同項第3号の規定は適用しない。

(利子助成金の交付申請)

第10条 利子助成金の交付を受けようとする者は、苫小牧市奨学ローン返済助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて毎年4月1日から7月末日までの期間に市長に申請しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる書類
- (2) 子等が市内に所在する大学等に在籍していることを確認できる書類
- (3) その他市長が特に必要と認めた書類

(交付決定)

第11条 市長は、第9条第1項又は前条の申請を受けて、内容を審査し適当と認めるときは、奨学ローン返済助成金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(請求)

第12条 前条の通知を受けた者は、速やかに苫小牧市奨学ローン返済助成金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第7条第1項の申込み又は第9条第1項若しくは第10条の申請を行った者に対し報告を求める等の調査を行うことができる。

(返還等)

第14条 市長は、奨学ローン返済助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当

するときは、第7条第3項の登録若しくは第11条の決定を取り消し、又は既に交付した奨学ローン返済助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 申込書、申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) その他奨学ローン返済助成金の受給に関し、不正の行為があったとき。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月4日から施行する。
- 2 令和2年3月31年までの間における第7条第2項の規定の適用にあつては、同項中「2年以内」とあるのは「1年以内」とする。
- 3 ただし、高等専門学校の専攻科に関する事項については、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日前に修学を開始する者のために融資を受けた者に対する苫小牧市奨学ローン返済助成金については、なお従前の例による。